

# 自治会加入促進 マニュアル



出雲市 総合政策部 自治振興課

令和7年度改訂

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>1. はじめに</b> .....              | 3  |
| <b>2. 自治会の必要性と役割</b> .....        | 4  |
| <b>3. 自治会加入促進の進め方</b>             |    |
| (1) 加入勧誘訪問の手順 .....               | 8  |
| (2) 予想される質問と回答例 .....             | 10 |
| (3) 進め方へのアドバイス .....              | 14 |
| <b>4. 新興住宅団地の新築戸建住宅への取組</b> ..... | 15 |
| <b>5. アパート・マンション居住者への取組</b>       |    |
| (1) 管理形態の分析 .....                 | 16 |
| (2) 自治会加入または設立に向けて .....          | 17 |
| (3) 自治協会への加入に向けて .....            | 18 |
| <b>6. 加入しやすい（持続可能な）自治会づくり</b>     |    |
| (1) 役員の活動が負担にならないための配慮 .....      | 20 |
| (2) 役や会費の見直し .....                | 20 |
| (3) 事業や活動内容の見直し .....             | 21 |
| (4) 組織構成の見直し .....                | 22 |
| <b>7. 事例集</b>                     |    |
| ●出雲市内での取組事例 .....                 | 22 |
| ●他自治体での取組事例 .....                 | 26 |
| <b>8. 資料編</b>                     |    |
| ○出雲市自治会応援条例 .....                 | 31 |
| ○勧誘文書（例示） .....                   | 33 |
| ○訪問記録票（例示） .....                  | 34 |

# 1. はじめに

自治会は、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決する役割を担っており、近年では、災害時の助け合いなど、安全で安心なまちづくりの実現に必要不可欠な組織として、改めてその重要性がクローズアップされています。

また、高齢化の進展にともない、全国的に問題となっている孤独死の防止や高齢者の生活の見守り、子どもの安全、空き地・空き家の管理など多様な課題に対応するため、一層の地域の活動が求められています。

しかし、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、地域では活動に苦勞されていると思われます。特に、アパート・マンションなどの集合住宅においては、その傾向が大きいと思いますが、近年は、それに加えて新興住宅地の一戸建て居住者が増加し、自治会未加入の地域が増えている状況です。

出雲市の自治会加入率は、平成26年度に市全体で69.7%だったのが、令和6年度には市全体で53.9%となっており、年々低下傾向にあります。特に加入率の低い地区は、自治協会が行っている加入促進活動などにより、自治会加入世帯数はほぼ横ばいですが、分母となる世帯数が増加しており、加入率の低下という結果を招いています。

このような傾向に危機感をもち、市全体の加入率の向上に向けて作成したのがこのマニュアルです。皆さんの地域にあった形で加入促進活動を進めていただく際の参考にしてください。

注)・・自治会は地域によっては町内会と呼んでいます。また、それらの連合組織として自治協会（振興協議会、区）があります。このマニュアルでは、特に断らない限り「自治会」という名称でそれらすべての意味を表現することとしています。



令和7年4月  
出雲市自治振興課

## 2. 自治会の必要性と役割

未加入者に加入を呼びかける際には、なぜ自治会が必要なのか、なぜ自治会に加入してほしいのかをしっかりと伝えることが必要です。自治会の必要性と役割について再確認しましょう。

### 【自治会加入のメリットになると考えること】

自治会では「お互いさま」の気持ちを基本に、自分たちの地域が少しでも安心安全で暮らしやすくなるように活動しています。日頃の活動を通して築かれる地域の人と人の「顔の見える」つながりが、自治会加入の最大のメリットです。

隣同士が自治会に加入していれば、声を掛け合う場面が増え、話がしやすい間柄を築くことができます。一人が加入することが他の人の加入を導きます。

#### ① 災害時の安全・安心につながります

- 災害発生時には、消防などの「公助」がすぐに、全ての地域へ届かないかもしれません。すぐに現場へ駆けつけられるのは、身近な近所の方々です。



- 避難の声がけも、自治会内で組織的に行うことができます。

東日本大震災や、全国で起こっている災害では、住民の安否確認や相互の助け合い、避難所運営などで自治会が大きな力を発揮したそうです。また、日頃から自治会の活動が活発だった地域ほど、避難所でもコミュニティ活動が機能し、支え合いの意識が高かったと言われています。

#### ② 子育て支援・サポートにつながります

- 日常生活の中で近所に知り合いができて、安心して子育てができます。
- 小学校の登校班や子ども会など、自治会が基本となっているものもあります。



- 交通安全や防犯の面でも、自治会のある地域では、お互いに見守っているという安心感を得ることができます。

楽しい行事やイベントなども、自治会で話し合っ行うことができます。

### ③ 必要な情報が伝わります

- 自治会を通して、「広報いずも」など市や各種団体からの情報紙等が配布されます。
- 一番身近な地区の広報誌等には、イベントへの参加や各種生活情報など、暮らしていく上で有益な情報が沢山掲載されています。

災害時には、地区の災害対策本部から自治会を通して伝達される情報が非常に重要となります。

### ④ 住環境の美化につながります

- ゴミ箱の清掃や緑地帯の管理、防犯灯の維持管理など、誰もが恩恵を受けることへの労力や経費を公平に負担する仕組みを作ることは、多くの世帯が同じ場所で暮らす上では、どうしても必要になってきます。

自治会を作れば、自分たちで仕組みを考えて運営することができます。

### ⑤ 老後の支援・サポートにつながります

- 将来、高齢になると、出歩くことが困難になるかもしれません。災害時の安否確認や避難の際の助け合いはもちろんですが、自治会による見守り活動など地域のサポートがあれば安心です。



退職後の交流の場として、今から地域での仲間づくりをしておくことができます。

### ⑥ とともにまちづくりに取り組みます

- 道路や用水路・防犯灯等の改善など日常的な生活安全確保に関する行政への相談・要望は、個人で直接言うよりも、自治会を通すことで、地域全体の問題として取り組むことができます。
- 個人では解決できないような「困りごと」も、みんなの知恵や力を合わせることができます。地域にはさまざまな職業、技術、特技や経験を持つ人がおられます。
- 住民の総意としての意思決定ができやすくなります。さらに、地域で生活する上でのルールやマナーが守られ、地域の安全やきれいな環境が保ちやすくなります。

これから暮らしていくまちをどんなまちにしたいかについて、隣近所で話し合っていくことで、より住みやすいまちにしていけることができます。

## ～自治会加入戸数が減れば～

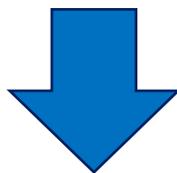


- 住民相互の連帯感が薄くなり、災害時に協力し合ったり、地域の課題を解決することが困難になります。
- 地域の清掃活動、防犯・防災活動などの負担が増大し、不公平感が高まります。
- 若い世代の人が減ると、将来、自治会を運営していくうえで人材不足となります。
- 地域内の情報の伝達・共有が困難になります。
- 自治会費の収入が減り、実施したい地域活動が十分に行えなくなります。

## ～自治会加入戸数が増えれば～



- 災害時に、より多くの人数で協力し合えるようになり、地域の課題を解決する力も大きくなります。
- 自治会運営の担い手が増え、より少ない負担で効果的な活動ができます。
- 未加入者に対する会員からの不平不満（不公平感）が減ります。
- 自治会の活動等の情報が地域全体に広がり、地域活動が円滑に推進できます。
- 加入者が増加することで会計に余裕ができ、会費の減額等も可能になります。



**住み良い地域づくりには、  
多くの人々の加入が不可欠！**

## 4つの世帯別メリット

### 【子どもがいる世帯のメリット】

自治会の親子向け行事や子ども向け行事に参加することで、子どもにとって楽しい時間が生まれたり、同学年や同じ通学班ではない新しい友達ができたり、ひいては、子どもの健全な成長にとってプラスになることを伝えましょう。



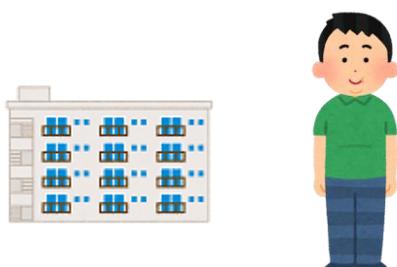
### 【高齢者世帯のメリット】

災害時などの緊急事態に対する備えを強調しましょう。安否確認や避難場所への誘導など、近隣の世帯が“いざ”という時に協力してくれることの安心感は大きなメリットになるはずです。



### 【単身者世帯のメリット】

いろいろな面で地域から孤立してしまいがちです。防災・防犯・情報・交流など様々な面で、自治会への加入は地域とのつながりを生み出すことを伝えましょう。地域の協力者は、単身世帯にとって非常に心強い存在です。



### 【留守の多い世帯のメリット】

侵入窃盗などの被害を心配している世帯が多いはずです。自治会に加入して近隣と顔見知りの関係ができれば、不審者が近づいたときに周囲の方々が異変に気付くこともあります。自治会加入者が多ければ、不審者に対して多くの目を光らせることができます。



### 3. 自治会加入促進の進め方

自分たちのまちの仲間づくりは、地道な勧誘訪問が大切です。自治会へ加入してもらうために、訪問前の準備と的確な加入の働きかけを行いましょう。

#### (1) 加入勧誘訪問の手順

##### ステップ1 訪問前の準備

###### ① 未加入世帯調査

住宅地図などを参考にして、未加入世帯を確認しましょう。

※アパート・マンション等の場合は、オーナーや管理人の協力を得ましょう。



###### ② 加入勧誘訪問の準備

自分の地域の実態に応じた、説得力のある資料を用意しましょう。自治会の活動内容を知ってもらうことも大切です。

###### 準備するもの（参考）

- ・ 勧誘文書
- ・ 加入促進チラシ
- ・ 自治協会やコミセンの広報紙（活動内容のわかるもの）
- ・ 総会資料等（規約、事業計画、予算、役員名簿）

※新しく転入してきた世帯は、地域の公共施設や医療機関、災害時の避難場所などの情報を十分に持っていません。それらの情報を得られる地図や案内を配布すると、自治会に関心をもってもらうきっかけになります。

※子どもがいる世帯には、お祭りや運動会などの行事や見守り活動など、子どもとのつながりをいかした案内をすると効果的です。

###### ③ 役員の共通理解

訪問する前に訪問者同士で事前打ち合わせをし、共通認識を持ちましょう。

###### ● なぜ加入促進をするのか。

全員が、新規加入者を一人でも多くしたいという問題意識を共有しましょう。

###### ● 自治会に加入するメリットは何か（P2「2. 自治会の必要性と役割」参照）。

## ステップ2 実際の訪問

### ① 訪問分担と人数

2人程度で訪問先を分担して実施すると負担も軽く効率的です。 単独での訪問は、相手の抱く信頼度も希薄となり、難しい質問等の対応にも苦慮してしまうことがあります。2人程度なら相手にも圧迫感を与えません。

### ② 訪問実施時期

#### (1) 新規転入者

居住開始後、間を置かずに1週間以内には訪問するのが効果的です。 あまり時間が空くと、加入することによる負担面が気になってしまい、加入につながりにくくなります。

住宅団地の場合、自治会結成の依頼は、団地の一区画の約半分に住宅が建った段階で行いましょう。



#### (2) 既居住者

イベント等を開催するときや、年度初めなどに声かけをしたり、案内チラシを届けてみましょう。 普段から顔なじみになっておけば、相手の気持ちに変化があるかもしれません。

### ③ 訪問時間帯

- 夜間や食事時間はなるべく避けて、相手が対応しやすい時間に訪問しましょう。

### ④ 訪問

- 初回の訪問…資料を渡し、5分程度で簡単に説明しましょう。
- 2回目の訪問…一定の期間（1週間程度）を空けて再度訪問しましょう。

ただし、相手が負担に感じてしまうと逆効果になるので、状況によっては少し期間を空けたり、訪問者を変えてみるなどの対策をとりましょう。

- チャイムは鳴らしすぎると、しつこいと思われるので注意しましょう。
- できるだけ会話をして、信頼関係をつくるように心がけましょう。

## 初回訪問時の話しかけかた（例示）

私たちは、この〇〇自治会の役員です。この地区にお住まいの皆様、ぜひ一緒にまちづくりについて考えてもらいたいと思い、本日訪問させていただきました。

参考に自治会の資料を持参しましたので、検討してくださるとありがたいです。再度伺いますのでよろしくお願いいたします。

## ステップ3 訪問記録票の作成等

- 加入状況や声掛けの結果などを記録しておき、次回の訪問に生かしましょう（別添例参照）。役員交替後の貴重なマニュアルにもなります。
- 未加入の理由や要望を聴き取り、要望に対応できるかどうかを役員会等で検討しましょう。



## （2）予想される質問と回答例

加入の呼びかけで訪問すると、相手に質問されることがあります。簡潔にわかりやすく回答し、もし答えられない質問であれば、後日、役員会等で話し合うなど、誠意をもって対応することにより、信用が得られます。

住民からの想定質問と回答例です。各地区の事情や状況に合わせてご活用ください。

### 質問：そもそも自治会って何ですか？

**回答例：**自治会は町内会とも呼ばれ、隣近所に住む人たちで自主的につくる身近な組織です。防犯灯の設置や環境美化などの活動を行うことで、ふれあいの輪を広げ、親睦を深めながら、様々な課題の解決に向け、みんなで協力し合って自分たちの地域を住みやすいまちにしています。

また、市内各地区には自治会の連合組織として自治協会があり、暮らしやすい地域にするための防災・防犯・交通安全の取り組み、夏祭りなどのイベントやまちづくり活動など、幅広い事業を行っています。大多数の自治会が自治協会に加入しています。

## 質問：どんなメリットがありますか？

回答例：広報紙などの行政情報のほかに、地域で作成する情報紙やチラシが配布・回覧されてきますので、身近なイベントへの案内や各種生活情報が入手できます。

また、道路や用水路・防犯灯等の改善など日常的な生活に関する要望ができ、皆さんが安全で住みよい暮らしができます。

### ポイント！

自分たちの自治会活動を丁寧に案内しましょう。広報紙を作成している場合、訪問時に持っていくと説明がしやすいです。また、独自の取組などを紹介すると理解が得られやすくなります。



## 質問：自治会へは絶対に入らなければいけないのですか？

回答例：自治会への加入は任意であり、強制ではありません。しかし、地域には個人の力では解決できない課題がたくさんあり、解決するためには地域の皆さんの力を合わせる必要があります。

また、防犯灯の管理や防災の取り組み、まちの美化活動など、日頃、当たり前  
に思っている暮らしの身近なことの中にも、自治会の活動によって支えられてい  
ることがあるということをご理解いただき、同じ地域の一員としてぜひ加入をお願いします。

### ポイント！

みんながすぐに同意してくれるわけではありません。根気強く説明して理解してもらいましょう。

## 質問：年寄りの一人暮らしで、少ない年金で生活しているので、会費を減額してもらえませんか？

回答例：役員会で検討してみます。

## 質問：災害には自分で対策を立てているので大丈夫です

回答例：あなたが怪我等をしてしまったら、周囲の協力が必要です。また、地域独自の被災状況や避難などに関する情報は、自治会を通して知らされるものもあります。

阪神淡路大震災や東日本大震災の災害時において、多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。また、住民の安否確認や相互の助け合い、避難所運営などで自治会が大きな力を発揮しました。

個人での災害対策には限界があります。個人ではできない災害対策に是非参加して、あなたと家族の身を守りましょう。



## 質問：市役所が地域のことをやってくれるのではないですか？

回答例：市役所が市民生活の細やかなニーズ全てに対応することは困難です。自治会と行政とが役割を分担し、課題の解決に向けて、住民が主体となって行動することによって、よりよい解決方法を実行することができると思っています。

### ポイント！

自治会独自の取組があればどんどん説明していきましょう。自治会の意義を理解してもらうことが大切です。

## 質問：ここは借家ですから、永くは住みません

回答例：ここに住まれる期間だけでも、自治会の会員である近隣の方と親しくしていただきたいです。「いざ」というときは親身になって助け合っていけると思います。

### ポイント！

集合住宅の世帯は会費を安くしている自治協会もあります。できるだけ寛容な心で受け入れ、仲間を増やしましょう。

## 質問：単身で帰りが遅く留守にしがちなので、役員にはなれません

回答例：お仕事ですから仕方ないと思います。役の件については相談してみます。

質問：年間を通して、いろいろと行事に参加しなければいけないのですか？

回答例：交流・親睦のために参加してほしいとは思いますが、全世帯に参加して欲しいのは〇〇〇くらいです。基本的には自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。



ポイント！

現役世代は、子育てや仕事で多忙なことも多く、活動にしばられることを不安に思っています。まずは、地域の仲間として受け入れる気持ちで加入してもらうことで、将来気がつけば大きな力になっているはずですよ。

質問：会費を払う余裕がありません

回答例：防犯灯の電気料金や災害時の備蓄品代も支払うなど、皆さまからいただいた会費を大切にに使わせてもらっています。自治会費は、あなたのために確実に使われています。



ポイント！

自治会費は、皆さんから集めた大切なお金です。その用途について聞かれた場合、明確に回答しましょう。総会資料を持っておくと良いかもしれません。活動内容の「見える化」も大切です。



質問：近所づきあいは面倒くさいです

回答例：地域にはさまざまな年齢や職業、いろいろな技術や特技・経験を持つ方がおられます。何か困ったときに「お互いさま」と助けてくれるような、頼りになる人がいるかもしれません。いろいろな知り合いがいることは心強いと思いませんか？

### (3) 進め方へのアドバイス

現在は核家族や共働き世帯も増え、家々の防犯機能も高まりました。また、インターネットの普及などにより、人と人との繋がりが多様化しており、「人の暮らし」が大きく変化しています。自治会の良さや役割が分かりにくい時代になっています。

「自治会に入るのは当たり前だから」と声をかけられても、必要性を感じない人がおられるのも仕方ありません。自治会が地域でどう役立っているかや、自治会の「楽しいこと」や「いいところ」を積極的に伝えていきましょう！

#### ① まずは挨拶から～お互いの信頼関係を築きましょう

- 「住んでくれてうれしい」という気持ちをもって挨拶することが大切です。
- 「この辺のことなら何でも聞いてね！」と、お付き合いのきっかけに地域の情報を伝えてあげましょう。
- 未加入世帯であっても、日常生活で困ったことがあれば相談にのってあげましょう。地域の支え合いを大切にしている自治会の良さを知ってもらえる機会です。

#### ② 地域のイベントや取組が「楽しい」ことをアピールしましょう

- 未加入世帯にも自治会行事への参加を呼びかけ、まずは交流を図りましょう。活動内容を知ってもらうことで、加入を呼びかけるきっかけになります。
- 行事やイベントに参加してもらい、交流を深めたところで加入のお誘いをしてみましょう。参加してもらえなくても、イベント開催に合わせて繰り返し声かけをすることでコミュニケーションが生まれ、入会しようとするきっかけになるかもしれません。



#### ③ 自治会の加入について呼びかけましょう

- 強制（入って当たり前！）はいけません。加入をあせらせてもいけません。
- 「自治会は大変そう」といった印象にならないように。
- 自治会に対し否定的なことを言われたときは、まず相手の言い分を聞き、理解できる部分については共感しましょう。打ち解けられたら地域の状況を説明し、今後の自治会活動に協力して欲しいことを伝えましょう。
- 加入に至らない場合でも、「いつでもお待ちしておりますよ！」という雰囲気で見守りましょう。

#### ④ 自治会へ入るのをためらっている人へのアプローチ

- 大切なのは信頼関係です。日頃の挨拶など、気軽に声をかけ続け、日頃の付き合いの中から関係を築いていくことが大切です。
- それぞれの自治会の活動を振り返って、自治会があって良かったこと、問題を解決できたことなどを伝えてみるのもいいかもしれません。
- 一度断られている世帯は、慎重な対応が必要です。苦情やトラブルにならないよう十分配慮しましょう。過去に断られた時の理由や、現在の世帯を取り巻く状況などを確認し、今改めて声かけするべきかどうか検討しましょう。
- 近隣の加入世帯に様子を聞くなどし、どう対応して勧誘するかを考えましょう。いろいろな断り理由に対して、加入のメリット・未加入のデメリットを粘り強く説明してみましょう。

## 4. 新興住宅団地の新築戸建住宅への取組

出雲市では、近年、新興住宅地の戸建て居住者が増加しており、その自治会加入促進が大きな課題となっています。次のように取り組みましょう。

### ① 環境づくり

自治会未加入の段階から、地域行事のお誘い等、スムーズに地域に参加できるような環境づくりを行いましょう。

### ② 新規結成の勧め

新規に自治会を結成してもらおうよう、勧めましょう。

### ③ 取組の時期

自治会結成の依頼は、団地の一区画の約半分に住宅が建った段階で行いましょう。

### ④ 自治会と自治協会

自治会結成と同時に自治協会へ加入してもらうのがベストですが、難しい場合は、まずは自治会結成を勧め、その後、イベント等の案内と一緒に自治協会の加入を勧めましょう。参加しやすいように工夫した説明会的なものを行うのも効果的です。

結成後の数年間は自治協会等の役員を選出を猶予したり、会費を軽減したりしているところもあります（準会員制度）。



## ⑤ 賛同される世帯のみでの結成

団地の全世帯での自治会結成が望ましいですが、難しい場合は、とりあえず賛同される世帯のみで結成することを勧めましょう。

## ⑥ 結成可能戸数

新規の自治会結成は2戸以上から可能ですが、市からの広報配布など行政連絡業務の委託（委託料をお支払いします）は、3戸以上の自治会が対象となります。

## ⑦ 自治会加入の方法

新規の自治会結成が難しい場合は、近隣の既存自治会に加入する方法や、地区によっては、個別に自治協会へ加入する方法があることも知らせましょう。

# 5. アパート・マンション居住者への取組

アパート・マンションなどの集合住宅は、管理形態が様々であるため、どこへ話をしていくかがポイントになります。

※この項では、「自治会」とその連合組織である「自治協会」を区別して記述しています。

## （1）管理形態の分析

アパート・マンションの管理形態は、大きく分けて以下のとおりです。



### ① 分譲マンション

建物の共有部分の共同管理のため、法律に基づき管理組合を設置することになっています。組合員はマンションの所有者で、厳密には管理組合と自治会では対象者が異なりますが（管理組合は居住・非居住を問わず所有者が、自治会は居住世帯が対象）、管理組合を母体として自治会を別に設立する事例は多くあります。

### ② アパート・賃貸マンション等

オーナーが管理している場合や、オーナーが業者に管理を委託している場合、一括借上げシステム（業者がオーナーからアパート全室を一括して借り上げ、入居者に転貸する＝管理・運営の全てを業者が行う）の場合がありますが、いずれの場合

も、原則としてオーナーを窓口とし、業者へはオーナーとともに話をするとよいでしょう。

## (2) 自治会加入または設立に向けて

アパート・マンション居住者には、自治会が煩わしいと思って敬遠しておられる人も多いと思います。また、賃貸アパートなどの場合は、単身者が比較的多く転出入も多いため、地域への定着度も少ないと思われる。したがって、まず、管理組合やオーナー（業者も含む）と話し、その協力を得ながら居住者の理解を得ていくという形がスムーズに運ぶと思われる。

また、建設中のアパート等については、早めにオーナーに自治会加入も入居の条件に加えてもらうようお願いすると効果的です。

### ① 入居前からアプローチ

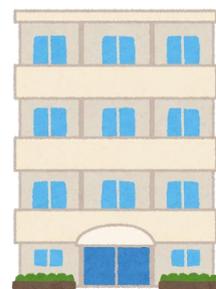
マンションを建築する際には、着工前に、近隣住民は、建築業者等に建築計画の説明を申し出ることができます。その説明を受けるときに自治会加入に関する協力依頼を行っているところもあります。早い段階から働きかけることにより、その後の加入につながりやすくなります。

### ② 入居後すぐにアプローチ

#### (1) 分譲マンションの場合

管理人等を通じて管理会社や管理組合に連絡をとり、自治会の加入案内をしましょう。そして、入居者に直接勧誘する機会（総会で説明するなど）を設けてもらいましょう。

「管理組合」を母体として「自治会」を別に設立し、自治会の代表者（自治会長）は、管理組合の代表者に行ってもらおうとよいでしょう。



#### (2) アパート・賃貸マンション等の場合

まずオーナーに自治会の窓口または自治会長になってもらい、徐々にその役を居住者に移行するとよいでしょう。ワンルームマンション・マンスリーマンション、小さなアパート（10戸程度）などの場合や、単身者・派遣企業勤務者・外国人が主な居住者の場合は、実際に自治会活動を行うのは困難なことが考えられ

ますが、居住者からまずは必要最小限の自治会費を徴収することで、自治会に加入したという形から入ることも必要と思います。

### ③ アパート・マンション等の自治会の業務

アパート・マンション居住者で組織する自治会の業務は、次のように管理組合や居住者で行うべき必要最低限のものとし、自治会費は家賃や共益費等に含めて集金すると無理がないでしょう。

- 自治会の情報連絡（行政からの広報や地域からの情報を含む）
- 建物の清掃活動
- 建物周辺の除草、ゴミ拾い等の美化運動

## （3）自治協会への加入に向けて

出雲市は、一つの自治会の規模が比較的小さいこともあり、防犯・防災活動などに効果的に取り組むためには、自治会の連合組織である自治協会に加入してもらう必要があります。

一方で、それに伴い、自治会とは別に各種の役や会費が発生してきます。アパート・マンション居住者で組織する自治会には、必要な場合は、積極的な参加があるまでの暫定措置として、次の例のように、役と会費への配慮について検討する必要があるでしょう。



### ① 地区から依頼する役

行政情報・地域情報の伝達、非常時・緊急時の連絡、非常時訓練への参加など必要最低限のものとする

### ② 地区の会費（区費なども含む）

（狭義の）自治協会費、安全・安心関係経費など共益費的性格のもの程度とする

### ③ 地区全体の活動への参加

非常時訓練や環境美化活動などには全体で参加してもらうが、親睦活動（祭り、スポーツ大会等）については、希望者が自主的に参加することとする

## <参考>

### ○分譲マンションと賃貸マンションの違い

|                      | 分譲マンション                                | 賃貸マンション               |
|----------------------|--|-----------------------|
| 建築主                  | マンション分譲会社                              | 土地所有者                 |
| 建物の所有者               | マンション購入者                               | 土地所有者                 |
| 居住者                  | マンション購入者<br>(購入者が賃貸化して、借家人が住んでいる場合もある) | 借家人                   |
| 管理組合の有無              | マンション購入者を構成員とした管理組合がある                 | なし                    |
| 建物の管理                | 管理組合又は委託を受けた管理会社が管理                    | 建物所有者又は委託を受けた管理会社が管理  |
| 建物等の管理・使用に関する規約事項の有無 | 管理組合が定める管理規約がある                        | なし<br>(賃貸借契約上の特約等がある) |

※あくまで一般的なパターンです。

### ○マンション管理組合と自治会の違い

管理組合は、コミュニティ活動などの居住者同士のつながりを深める活動を行っていない場合もあり、「いざ」という時に助け合える関係を作るためにも、自治会のような自主的な活動団体を組織することが有用です。

|       | 管理組合   | 自治会   |
|-------|--|---|
| 組織構成  | 区分所有者（マンションの部屋の権利を所有している人）の全員が組合員として組織される団体 ※                    | 同じ地域に住む住民のうち、団体（自治会）に加入した会員同士で組織される任意団体                           |
| 活動内容  | マンション建物やその敷地、付属施設等の維持管理やゴミ処理などの良好な住環境を維持するとともに、資産としてのマンションの価値を守る | 会員が居住する地域における防犯・防災などの安全に関わる活動や、会員同士の親睦・交流を図るイベントの開催などの地域的な共同活動を行う |
| 加入・脱退 | 「建物の区分所有等に関する法律」により加入が義務づけられている                                  | 任意団体であるため、加入・脱退は任意  |

※賃貸マンションの場合、居住者と区分所有者は必ずしも一致しません。

## 6. 加入しやすい（持続可能な）自治会づくり

加入促進に取り組むには、未加入者が加入しやすい、地域の実状やニーズに合った活動や体制づくりに取り組むことも大切です。また、多くの役に対応できないとの理由から、自治会を解散したり、自治会単位で自治協会から脱会するところもあります。

自分たちの自治会を見つめ直し（自治協会や各種団体も含めて）、役や会費を検証し、整理・合理化を検討することで、加入者の負担感をできるだけ小さくするとともに、時代に応じた魅力ある自治会づくりに努めましょう。

### （１）役員の活動が負担にならないための配慮

#### ① できる範囲で活動してもらう共通認識づくり

「一に仕事、二に家庭、その次が自治会」などの優先順位を、共通認識として心がけましょう。

#### ② はじめて役員につく人への配慮

役員未経験でも困らないように、マニュアルを作成しておきましょう。困ったときに何でも聞ける役員の「補佐役」を決めておく方法もあります。



#### ③ 新規加入者への配慮

新規加入者には、数年間役員を免除したり、比較的簡単または負担が少ない役からやってもらう方法もあります（準会員制など）。

### （２）役や会費の見直し

#### ① 役員の見直し

役員選出を理由に退会者が出ないように、「お互いさま」が気持ちのいい関係をつくるのが大切です。役員の仕事は、世帯の状況によっては負担になる場合があります。世帯の状況に合わせて「できる」ことを検討してみましょう。

【例えば】

- 高齢者のみの世帯などについて、役員を免除する
- 分担できる業務は分担し、多くの会員から協力がもらえるようにする
- 会費を自治会口座への振込制にし、年額一括払いも可能とする

## ② 会費の見直し

会費に負担感をもたれないよう、活動内容に見合った会費設定をしているか検証し、場合によっては減額するのも一つの考え方です。また、会費が何に使われているのか見えていないと、負担に感じる人もいます。

【例えば】

- 高齢者世帯等に対して、会費を免除または減免する
- 長期出張による家族全員の一時転居、単身者の長期入院などの場合は休会扱いとし、会費を免除する
- 会費が有効に使われていることを広報する

## (3) 事業や活動内容の見直し

参加者が少なくなったり固定化したりしている活動や、地域の実状に合わなくなった活動は、優先順位をつけるなど、みんなで話し合ってみ直すことも必要です。

【例えば】

- 行事や会議の回数を減らす、時間を短くする
- 自治会の仕事を細かく分けて、手伝ってくれる人を募集する
- 各種団体役員の選出区分の見直し
- 各種行事への参加を、強制することなく柔軟に対応（欠席もOKなど）
- 高齢者のみの世帯などには行事参加を免除
- 自治協会のホームページやSNS（LINEなど）を活用した情報共有



### 地域事業の見直し例

- ・ 運動会を自治会対抗ではなく、誰でも参加できるスポーツフェスタに変更する
- ・ 消防団の待遇を改善して欠員を解消する
- ・ 子育て世帯向けのイベントを開催することで、未加入世帯も地区活動へ参加し、関心を持ってもらう
- ・ まちづくり懇談会を開催し、他の自治会で行われている新しい取組を紹介する

## （４）組織構成の見直し

自治会の合併はすぐには難しいかもしれませんが、自治会加入世帯の高齢化や世帯数の減少に対応するため、5～10程度の自治会で「連合自治会」を組織している地区があります。役の割り当てなどの負担を軽減することが可能になります。

また、自治会内でも、班や組を構成する世帯数が少ないと役が頻繁に回ってきます。所属する班や組に世帯数の大きな差が出ないように、再編をして負担を減らすことも検討しましょう。

## 7. 実例集

自治会加入促進や自治協会活動のPR等に関する取組を紹介しますので、参考にしてください（「自治会に関する取組事例集＜第1次改訂版＞」にも事例を掲載）。

### （１）出雲市内での取組実例

#### ● 自治協会準会員制度の導入（川跡地区）

新しく川跡地区に居住された方などを対象に、自治協会に加入しやすくするため準会員制度を実施している。

##### 【内容】

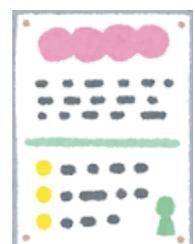
- ① 自治会（町内会）の代表者の選任（行政連絡員、自治協会代議員）  
自治会の代表者は選任するが、各種団体の委員は当初は選出しないで、自治協会の活動になじんでいただく。
- ② 自治協会費（2,500円）を加入年度は免除する（2年目から納付してもらう）
- ③ 3年後に自治協会以外の各種団体に加入するかどうかを判断してもらう。

#### ● 自治協会だよりの発行（川跡地区）

「自治協会の活動がわからない」、「会費がどのように使われているかわからない」という新たな住民に対し、活動内容や会費の使途を知らせるとともに、新規で加入された方々の加入に関する感想などを掲載し、お知らせしている。

併せて、新たに居住された方々が心配される防犯灯やゴミ回収等、様々な困りごとへの対処方法などをお知らせしている。

令和6年度から、年2回の発行を行っている。



## ● 加入促進に関するブースの設置（川跡地区ほか）

各種イベントにおいて、加入促進に関するブースを設置し、イベント参加者で未加入の方に説明するとともに、居住するうえでの困りごとの相談を受け付けている。

配付資料：①加入促進パンフレット、②加入のお願い文、③自治協会だより、④準会員制度の概要、⑤かわと姫グッズ

また、自治協会主催のイベント時の自治協会長挨拶の中で、このイベントには自治協会が経費の一部を負担していることを説明している。イベント参加費について、自治協会加入者と未加入者で金額に差をつけているものもある。



※四絡地区では、夏祭りや文化祭などの各種イベントや催しで自治協会PRコーナーを設置し、啓発活動を実施している。

## ● 自治会長へ自治会に関するアンケート調査を実施（出東地区）

自治会の意見を集約する場をつくる必要があることから、自治協会が各自治会長を対象に、令和4年と令和6年にアンケートを実施した（総会で事前に案内し、広報配達にあわせ配布・回収）。

役員が回ってきたときに負担感があること、会費や役員負担の軽減策を考える必要があること、自治会加入のメリットや必要性について理解してもらう取り組みをする必要があることなどの意見が多かった。



質問項目：①常会の開催状況、②未加入世帯、脱退の状況、③空き家の実態、④高齢者独居世帯の実態、④自治会の課題、⑤自治会長をして困ったこと、⑥自治会長として心がけていること、⑦自治会加入率向上のために必要な取り組み、⑧地区自治協会に求めること、⑨その他自治会・自治協会について思うこと

令和6年は⑥⑦の質問をやめ、新たに ㉞自治会独自の集金額、㉟新規加入世帯の負担金の有無や額、㊱高齢者世帯や単身世帯に対して配慮していること などに変更。

## ● 防災をテーマに未加入者と交流（高松地区ほか）

高松地区では、防災訓練を新たな絆づくりを進める絶好の機会ととらえ、平成20年から隔年で、未加入世帯に防災訓練への参加を呼びかけてきた。

令和4年度からは、子育て世代を対象に、楽しみながら地域の防災に関心をもってもらい、地域で支え合っていることを知ってもらうため、「防災フェア」を開催している。



### 【特徴】

- 未加入者にも情報提供するため、自治会へのチラシは回覧とし、保育所、幼稚園、小学校などに協力してもらい児童生徒等にチラシを配ったところ、令和5年度の2回目の「防災フェア」では「防災スポーツ」も同時開催し、400人を超える来場があった。
- 未加入者にも、地域コミュニティの重要性などについて理解を深めてもらうことができた。

※川跡地区でも、平成26年から、未加入世帯に避難訓練への参加を呼びかけた。

※その他の地区でも、広く住民に参加してもらう防災関係の取組が実施されている。

## ● 連合町内会の取り組み（大津地区）

大津地区では地区内の町内を19のブロックに分け、それぞれ活動を実施している。そのブロック活動において、住みよい地域づくりや地域の問題に対処するためなどの目的で、いくつかの連合町内会が設立している（来原西連合町内会等 下表参照）。

また、それぞれが「来原西によるとんど祭」、「朝倉による夏祭り」、「山廻西による防災学習会」等の独立した活動を実施している。

### 【特徴・例】『来原西連合町内会』 平成4年設立

- 役員は、会長・副会長・評議員（各町内会1名）で、会合は、評議員12名と地域の各種団体役員に加え、必要に応じて各行政団体の参加を得て行っている。
- 活動は、主に次の3つの柱からなっている。
  - ① 緊急時や災害時、日常生活で困ったことに対してお互いが助け合いをすること
  - ② 子どもや高齢者の見守り、地域子ども会活動への支援
  - ③ 高齢化対策として、町内で高齢者に負担がかからないよう、いろいろな「役の軽減」（高齢者世帯や独居世帯には話し合いにより役をやめたり、10戸以内の町内会同士がひとつになって役の負担を軽減するなど）

## ● 地元住民組織の運営について見直し（古志地区ほか）

自治協会や地区社会福祉協議会など10の団体に、加入世帯からいただいている会費（拠出金）を配分しているが、以前は、その配分に合理性や透明性を欠くきらいがあった。また、監査は各団体内部で行っていたため、チェック体制を一層徹底すべきとの課題があり、資金管理委員会と自治運用団体監査委員会を創設した。



### 【特徴】

- 資金管理委員会は、拠出金について、各団体の前年度の決算や新年度の事業計画案及び予算案などを参考にして、適正な額を試算・配分している。
- 監査委員会は、各団体の事業と財務を監査し、その結果を文書で報告している。
- 配分した拠出金が年度末において余った場合は、目的の明確な積み立てを除き、各団体で翌年度に繰り越さずに資金管理委員会に返還してもらっている。
- これらはすべて公開とし、地区住民に開かれた適正な運営を行うよう心がけている。

※鳶巣地区でも、ほぼ同じ方式を令和6年度から取り入れて実施している。

※出東地区でも、令和7年度から実施予定である。

## ● 幼稚園、小学校と連携した取り組み（四絡地区ほか）

四絡地区では、幼稚園、小学校、自治協会、コミュニティセンターの4者で懇談会を開催し、相互の連携による子どもたちの健全育成について話し合った（自治協会のPRも依頼）。また、別の会では、幼稚園、小学校の保護者に自治会加入促進パンフレットを配布した。

※川跡地区内では、保育園、幼稚園、小学校の保護者に加入促進パンフレットや資料等を配布し、防災・地域の絆・共助の大切さを訴えて加入を促した地区（大字）もある（アパート個人1世帯が新規加入）。



## (2) 他自治体での取組事例

### ● 住民との信頼関係を構築（鹿児島市H町内会）

宅地造成で101区画の分譲が始まり、最初が大事なので、役員が毎日のように通って一軒一軒転入状況を確認し、こまめに声かけして連絡先をもらうなど、住民との関係を築いていった。その分譲地専用の加入案内チラシを作成し、各住宅メーカーの担当者にも配布をお願いし、協力してもらった。

何度も通って住民とコミュニケーションを重ねるうち、勧誘活動への協力者も増え、ごみステーションの管理の仕方や防犯灯の設置の重要性などを説明することで感謝され、町内会への加入が進んだ。

### ● 地区防災マップと手書きメッセージで“気持ち”を伝える（札幌市南区I町内会）

未加入者へ伺う際、自分たちで作った「地区防災マップ」など、まちで役立つ資料を持参している。特に、町内会がなくなったために住民生活が不便になっている状況や、排雪の現状課題などについて伝える新聞記事やニュース番組の紹介をすると、町内会の役割や必要性、信頼感も伝わり、加入に至ることが多い。

町内会活動のお知らせの重要なポイントは手書きにし、イラストも自ら描いており、親しみをもってもらえている。



### ● 新築戸建住宅への呼びかけが成功！（栃木市O自治会）

開発業者による宅地開発により戸建住宅の建設が始まったので、自治会の役員会で、どのように加入の取組を進めるかについて話し合い、次のことを行った。

#### 1. 下記の書類を入れた封筒を全戸配布

配布資料：①あいさつ状、②自治会加入の案内、③今後の行事の案内・総会資料・役員名簿・規約、④世帯調査票

#### 2. 未加入世帯にも広報紙を配布

配布の際に、自治会を通して班長が配布していることを知らせた。

#### 3. 行事が行われる際に案内を配布

特に、子どもが参加する行事については必ず案内した。

#### 4. 会費の軽減

本年度限り半額とした。



次第に加入申し込みの連絡が来るようになり、全世帯の加入に至った。全世帯加入の理由は、多くの世帯に子どもがいて、自然と親密な付き合いが生まれていたこと。

## ● イベント時に加入を呼びかけ、大成功！（栃木市〇△自治会）

転入者にあいさつ状や加入の案内を配布し自治会加入を呼びかけていたが、なかなか加入してもらえなかった。そこで、自治会が身近で楽しいものだと理解してもらえよう、主にイベント開催の案内をしようということにした。

自治会費を払っていない未加入者にイベントで還元するのはどうかという意見もあったが、加入世帯が減少することのほうが大きな問題だという認識で一致した。

夏祭りやクリスマス会など、子どもに喜んでもらえるイベントは、子どものいる世帯に案内チラシを配布した。チラシには、自治会で開催していること、自治会費で運営していることを記載した。

イベントに参加する人が徐々に増えてきて、コミュニケーションを図れるようになってきたので、再度、自治会の必要性を説明し、自治会加入の案内を行ったところ、自治会に加入してもらえるようになった。



## ● 大学生とも連携したボランティアによる地域活動（立川市〇自治会）

「困らない町をつくる」ことを目指し、行政のできないところを、会員にボランティアに登録してもらって活動している。昼夜間パトロール隊員、枝降ろし作業員、防災・防犯連絡員、子育て・高齢者の見守りネットワーク、運動会・夏祭り協力員などのボランティアチームがある。

また、自治会活動やイベント開催、困りごとの解決時に、各自がもっている能力や資格を生かしてもらうため、人材バンクにも登録してもらっている（電気工事、大工仕事、着付け、書道、通訳など）。そこからは多数のサークル活動も生まれている。

さらに、近隣自治体の大学と連携し、学生に手伝いに来てもらっており、常に20数人の学生が応援に来てくれている。若い人が来ると高齢者も元気が出て、交流が広がっている。

県営団地1,600世帯の自治会だが、加入率100%で入居希望者が非常に多い。

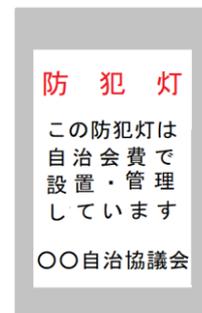


## ● 安全・安心な暮らしを守るための自治会の働きを積極的にPR (北九州市戸畑区H地区自治会)

夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生防止を図るため、生活道路の防犯灯を地域で設置・管理している。また、電気代は自治会の会費から支払っている。

このような自治会の取組みを地域の皆さんに知ってもらうため、令和3年度に“防犯灯ステッカー”を全て自治会が手作りし、全110基に1枚1枚貼り付けた。

また、通学路の防犯カメラ設置や登校時の見守り、防犯パトロールなどの自治会活動の説明を通じて加入の働きかけを重ねた結果、令和3年度には新築マンション53世帯の加入につながった。



## ● 飛地町内会の設立（北九州市門司区S校区自治連合会）

引っ越し先に町内会がなく入ることができない人や、事情があり町内会を脱会した人達が加入できる町内会として「飛地町内会」を平成18年度に立ち上げた。校区自体が管理しており、数十世帯が加入している。

加入者の中から町内会長を受けてもらい、広報配布時は、校区自治連合会と町内会長が協力し合いながら加入者に配布、声かけをしている。自発的な加入者だけあって、校区が行う各種事業の参加にも協力的である。広範囲すぎると役員の負担となるので、加入希望者の状況を確認し加入を決定している。

## ● 入会マップで地域の状況把握（北九州市八幡西区K自治区会）

自治区会離れの対策として、町内会ごとに白紙の地図を作成し、加入者宅をオレンジ、未加入者宅を青、空き家を薄緑、空き地を灰色に塗りつぶし、一目で把握できるようにした。地図はデジタル化し、色の塗り替えや挿入が簡単で、新築入居、転出転入がリアルタイムで確認でき、すぐに加入促進行動に対応できるようになった。



また、自治区会活動を整理した入会チラシを作成し、未加入者宅に戸別訪問を実施した。その結果、近年は会員の直線的な減少が解消され、横ばいで推移している。

## ● 回覧板や役員の輪番制を廃止（鹿児島市J町内会）

未加入世帯と話をしてみると、未加入の理由は「回覧板や役員の輪番制がいやだ」というのがほとんどだったので、回覧板を廃止し、ごみステーションに掲示板を設置して、必要なお知らせを掲示することにした。

また、役員の輪番制を廃止して、役員はできる人が担うようにした。そのため、役員は就任歴の長い人がほとんどだが、継続して地域の問題を改善することができている。会計だけは1年交代で健全運営している。

その結果、ほとんどの世帯が加入され、そのことを説明すると、転入者もスムーズに加入される。活動の充実を図ることで役員以外の応援団も増え、ここの活動が楽しいからと、町外から参加される人もいる。

## ● 校区運動会を誰もが参加できるフェスティバルにリニューアル（北九州市門司区H校区自治連合会）

少子高齢化等により運動会の継続が難しくなったため、自治会加入のきっかけづくりとして、小学校のグラウンドで「ふじまつフェスタ」を地域交流事業として取り組んでいる。ステージイベントと屋台の出店を行い、例年2~3千人の参加がある。イベントになったことで、より多くの人



が参加しやすくなった。主催は、自治会未加入者も参加しやすいように、「まちづくり協議会」としている。

出店する屋台は金券制にして、会場入口に券の購入窓口を設置しているが、自治会加入者には運動会のときに配っていた弁当の代わりに金券を配っており、加入のメリットにもなっている。

また、周辺の保育園から高校までもが参加して、世代間交流の場ともなっている。

## ● 「町内会サミット」を開催し、他の町内会と情報交換（京都市中京区M町内会）

町内会の運営方法を見直さないと誰も役員ができなくなるという危機感から、時代に合った町内会運営に見直すために女性が会長を引き受け、他の町内会と一緒に困りごとを話し合う「町内会サミット」を開催した。

町内会の改革事例や行政の支援策などを学んだ後、参加者同士で意見交換を行った

が、それぞれの地域の話聞き合うことで、改めて自分の町内会の特徴も知ることができた。

自分たちのやり方が時代に合っていないことにも気付かせてもらい、改革の後押しになり、町内での説明の説得力になった。



1年間でいろいろと改革した。町内の回覧物は、LINEオープンチャットでも共有できるようにした。これまで会長、副会長、会計の3役は選挙で決めていたが、毎年輪番で決まる5人の班長の中から選ぶことにした。各班は世帯数にばらつきがないよう再編し、公平に班長を選出できるようにした。最も負担となっていた3役の仕事は、細分化して一覧表にまとめたうえで、各委員で分担するなど整理した。



## 8. 資料編

### ○出雲市自治会等応援条例

(平成 27 年出雲市条例第 42 号)

#### 前文

私たちのまち出雲市では、海、山、平野、川、湖など豊かな自然の下、長い歴史の中で育まれてきたそれぞれの地域コミュニティが、今日も受け継がれている。

この地域コミュニティにおいては、自治会等がその中心的な担い手となり、地域を元気にする自立的な活動主体として、また行政のパートナーとして、豊かな地域社会づくりのために、これまで大いに寄与してきた。

しかし近年、少子高齢化の進行や、人々の価値観や生活形態の多様化などにより、自治会等への加入や自治会等の活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧される状況となっている。

東日本大震災や、ゲリラ豪雨などによる度重なる自然災害の経験から、人と人とのつながりや絆、助け合いの大切さ、地域コミュニティの重要性が再認識されている今日、その中核となる自治会等の活性化は、取り組むべき喫緊の課題である。

このような認識の下、個々の家庭環境や価値観の違いを超えて、より多くの地域住民が参画する自治会等の形成とその活動を応援し、「交流と支え合いで絆を育み、そして感動と笑顔が生まれる豊かな地域コミュニティ」の実現を目指すため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティの役割の重要性に鑑み、地域コミュニティの形成の推進に係る基本理念を掲げ、地域住民、自治会等及び事業者の役割並びに議会及び市の責務を明らかにし、地域コミュニティの中心的な担い手である自治会等を応援することで、地域住民相互の連帯感の一層の醸成と、誰もが安心して暮らせる地域コミュニティの実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会、区、振興協議会、自治協会その他の団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(以下「住宅の建築等」という。)を業として行う者をいう。

#### (基本理念)

第3条 地域コミュニティ形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 豊かで良好な地域コミュニティの大切さを認識し、自治会等が担う役割の重要性を理解すること。
- (2) 地域住民相互の協力と支え合いの精神を基調とし、地域住民の自主性及び自発性を尊重すること。
- (3) 自治会等の自立性や個性を損なわないよう配慮すること。
- (4) 地域住民、自治会等、事業者、住宅関連事業者、議会及び市がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組むこと。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域社会の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、誰もが参加しやすい開かれた活動の実施、当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、地域住民が自治会等の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

2 自治会等は、地域住民が参画しやすい開かれた組織づくり及び地域を担う人材の育成に努めるものとする。

3 自治会等は、その活動に関する情報を地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自治会等の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の自治会等の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会等の活動の活性化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等に加入すること及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治会等への加入及び活動の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

(議会の責務等)

第8条 議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるよう、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域コミュニティの活性化に努めるものとする。

(市の責務等)

第9条 市は、地域住民の自発的な自治会等の設立及び加入並びに自治会等の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会等の負担軽減に配慮するものとする。

3 市は、自治会等への理解と関心を深めるための広報活動及び啓発活動を積極的に行うものとする。

4 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識の下、積極的に地域活動に参加するとともに、職務の遂行に当たっては、自治会等との協働に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○勧誘文書（例示）

《例》

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新しく住民になられた皆様へ

〇〇自治会

会長 〇〇 〇〇

ご 挨拶

この度は、〇〇〇〇自治会の区域内にご転入されましたことに対し、〇〇〇〇自治会を代表いたしまして、心より歓迎いたします。

私ども〇〇〇〇自治会では、現在〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住みやすい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、自治会の活動資料等をお届けいたします。ご一読いただき、自治会への加入につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

### ◎班について

〇〇〇〇様の所属する班は、〇〇班で、  
現在の班長は、〇〇さんです。

（住所：〇〇町〇〇番地、Tel：〇〇－〇〇〇〇）

### ◎自治会費について

月額 〇〇円（支払い方法は、〇〇です。）

例：年度初めに、班長にお支払いください等。

ご不明な点などございましたら、電話などでお気軽にご相談ください。

※〇〇〇〇自治会（会長〇〇 〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇）

○訪問記録票（例示）

|                  |                               |   |
|------------------|-------------------------------|---|
| 自治会              |                               | 〇〇自治会   |
| 訪問先住所            |                               | 出雲市〇〇町〇〇番地  |
| 訪問先氏名            |                               | 〇〇 〇〇   |
| 1<br>回<br>目      | 訪 問 日 時                       | 元号〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分   |
|                  | 訪 問 者                         | 自治会長 〇〇 〇〇  |
|                  |                               | 同副会長 〇〇 〇〇  |
|                  | 結 果                           | <input type="checkbox"/> 加 入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入  |
|                  | 訪 問 記 録                       | <input type="checkbox"/> 不 在（不在の場合、案内状などの投函 <input type="checkbox"/> ）<br><input checked="" type="checkbox"/> 面 会<br>世帯主が対応。下記2件の要望あり。                                      |
|                  | 訪問先からの<br>質問・要望等              | ごみステーションの利用場所を教えてほしい。<br>地域に慣れるまで、役員は免除してほしい。   |
| 上記に対する<br>対応等    | 利用場所を案内した。<br>役員で協議する。また訪問する。 |   |
| 2<br>回<br>目      | 訪 問 日 時                       | 元号〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分   |
|                  | 訪 問 者                         | 自治会長 〇〇 〇〇  |
|                  |                               | 同副会長 〇〇 〇〇  |
|                  | 結 果                           | <input checked="" type="checkbox"/> 加 入 <input type="checkbox"/> 未加入  |
|                  | 訪 問 記 録                       | <input type="checkbox"/> 不 在（不在の場合、案内状などの投函 <input type="checkbox"/> ）<br><input checked="" type="checkbox"/> 面 会<br>世帯主が対応。自治会と自治協会への入会を承諾。<br>2年間の免除を約束。年間行事予定表を渡し、参加を依頼。 |
| 訪問先からの<br>質問・要望等 | 特になし。                         |   |
| 3<br>回<br>目      | 訪 問 日 時                       |   |
|                  | 訪 問 者                         |   |
|                  | 結 果                           |   |
|                  | 訪 問 記 録                       |   |
|                  | 訪問先からの<br>質問・要望等              |   |
|                  | 上記に対する<br>対応等                 |   |

<主な引用元>

- ・札幌市「町内会への加入声かけ参考書」
- ・仙台市「マンションと一緒に取り組むまちづくり」
- ・栃木市自治会連合会「自治会活動の手引き」
- ・鎌倉市「自治会・町内会運営のためのマンションブック」
- ・名古屋市長区「町内会・自治会加入促進ハンドブック」
- ・京都市「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」
- ・京都市左京区「あってよかった！町内会！」
- ・川西市「自治会加入を促進し地域のつながりを広げるために知っておきたい6つのこと」
- ・熊本市「町内自治会ハンドブック（基本編）」
- ・北九州市「自治会加入促進・脱会防止活動事例集（第三版）」
- ・鹿児島市「町内会加入促進ハンドブック」